

令和2年11月4日
農 林 水 産 省エジプトによる日本産食品の輸入規制の撤廃について
～東日本大震災関連～

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生により、エジプト向けに輸出される福島県など7県産の水産物について、放射性物質検査証明書を求められるなどの規制措置がとられていましたが、エジプト政府から、当該規制を11月2日付けで撤廃した旨が日本政府に通知されましたので、お知らせいたします。

これにより、福島第一原子力発電所事故に伴い輸入規制を設けている国・地域の数は事故後の54から18に減少しました。

上記規制の撤廃を含む諸外国・地域の規制内容は、以下のとおり農林水産省のホームページに掲載しています。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kisei_all_201102.pdf

「諸外国・地域の規制措置（令和2年11月2日現在）」

（参考1）撤廃前のエジプトによる日本産食品の輸入規制の概要

対象県	品 目	規制内容
福島、岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉（7県）	水産物	放射性物質検査証明書を要求
上記7県以外		産地証明書を要求
47都道府県	全ての食品、飼料（水産物を除く）	

（参考2）2019年のエジプト向け農林水産物・食品の輸出額

30.4億円（さば、は種用の種、いわし他）、世界第24位

出典：財務省貿易統計

お問合せ先
食料産業局 輸出先国規制対策課
担当者：貞包（さだかね）、大村
代表：03-3502-8111（内線4309）
ダイヤルイン：03-6744-2061
FAX：03-6738-6475